

は Shinro Kato, *Der Metaphysische Sinn Topologischer Ausdrücke bei Augustin, in Perspektiven der Philosophie*, 1978) ; 谷隆一郎『アウグスティヌスの哲学』(創文社 1994) 第三章「記憶と想起」(p. 55-98) などが挙げられる。無論、この問題はさらに今後一層多面的な検討を要することは言うまでもない。

なお著者は 1907 年生まれで、米国の中世哲学研究の長老的立場にある。トマス・アキナス関係の著書も多いが、特にアウグスティヌスに関する著作としては、いずれも小著ながら *Augustine's View of Reality* (Villanova 1963), *Joy in Augustine's Ethics* (Villanova 1978), *Wisdom from Saint Augustine* (University of Saint Thomas 1984), *The Essential Augustine; Selected Writing with Commentary* (Hackett 1964) などが知られている。

本双書 *Purdue University Series in the History of Philosophy* には他に *Aquinas against the Averroists: On There Being only One Intellect*, by Ralph McInerney および *Confessions of a Rational Mystic: Anselm's Early Writings* by Gregory Schufreider が中世哲学に関する巻として収録されている。

---

D. M. Nelson:

*The Priority of Prudence. Virtue and Natural Law in Thomas Aquinas and the Implications for Modern Ethics*

The Pennsylvania State University, 1992, pp. xvi+164.

大鳥居 信行

本書は、次の二つの目標を掲げて、トマス・アキナスの倫理学を全体的に再検討しようとしたものである。ひとつは、自然法や実践理性の第一原理についてのトマスの学説を重視し、トマスの倫理学を自然法を中心とした神学的な倫理学と見なす従来の標準的な解釈に対して、トマスにおいては、徳、なかでも賢慮 (*prudentia*) が中心に据えられている、ということを中心とするものである。これが、“priority of prudence” というタイトルの意味するところである。そして、もうひとつの目標は、トマス倫理学についてのそのような新たな解釈に基づいて、現代の倫理学のある種の

「行き詰まり」に立ち向かおうというものである。徳論の復権を試みることによって、現代倫理学の議論に積極的に挑戦しようというのである。これが、副題の中の“implications for modern ethics”という表現の意味するところである。つまり、本書は、トマス倫理学の従来の主流的な解釈への挑戦を通じて、トマス倫理学における徳論を救い出し、古典的な賢慮概念を現代において再生させよう、という射程を持っているのである。

一般的に、自然法の理論からすると、道徳法則は普遍的原理から自然に知られる。しかし、賢慮の理論からすると、人間行為についての正しい判断や理解は、諸々の徳を経験し習慣づけることに基づいて獲得され、成熟して行くものである。この両者は容易には両立しない緊張関係にある。しかし、著者によれば、トマス解釈においてこの緊張関係は広く認識されてもいないし、解かれてもいない。むしろ、大抵の場合、一方的に自然法の理論が中心に据えられ、常に賢慮には二次的な役割しか与えられていない。ところが、実際、トマス倫理学の体系を自然法倫理と見なせば、行為の目的は自然に知られるのであるから、賢慮は行為の目的への手段を決定するだけの徳ということになってしまう。しかし、実際には賢慮は手段にかかわる以上の役割を与えられている。ここに、著者は従来の解釈の問題点を見いだしている。

著者によれば、ほとんどの研究者は、トマスを、彼以前の自然法の議論の伝統の総合者であり、彼以後の議論の出発点と見なしている。トマスは自然法の歴史の主人公として語られて来たのである。著者も、自然法の伝統の中でトマスが大きな位置を占めていることを否定しはしない。しかし、そういう「思い込み」に立って、トマスの倫理学を見るために、あまりにも自然法に比重が置かれ過ぎ、トマスにおける徳論の重要性が看過されてしまっていることを、著者は批判している。

トマスによると、自然法は、無時間的、独立的、普遍的、絶対的な「より高次の法」であり、人間の法や道徳や制度の基礎にあり、それらを正当化し、判断するものである。その第一原理は「善を追求し、悪は避けるべきである」というものであり、人間はその本性からして、この第一原理を良知 (synderesis) を通じて把握する。従来の標準的な解釈は、これを踏まえて、トマスの倫理学を、自然法の普遍的な第一原理から演繹される体系と見なしているのである。

著者は、このような解釈に異を唱える。実際の個々の行為に関する具体的な判断は、自然法全体とどう関係づけられているのか。自然法は、少数の極めて一般的な命令を

含むだけだとすれば、自然法の有用性は限られたものでしかないことになる。また、これとは別に、特定の具体的判断も自然法に含まれていると考えることもできるが、そうだとすると、トマスは実例や明確な方法について、思いのほか手助けをしていないということになる。トマスの倫理学を第一義的に自然法として語ろうとすれば、こういう難問に直面せざるをえないのである。

実際にトマスが行っていることは、人間の行為の目的を論じ、人間の行為を意志に基づくものと規定し、如何にして幸福が得られ、また失われるかということを探求する、というようなことである。そのような議論や考察においては、自然法の普遍的な原理よりも個々の条件とか状態が問題にされており、様々な徳を論じることによって議論が展開されている。人間の行為の条件や状態にかかわる具体的な特定の変化することもありうるようなことについての実践的知識こそが求められている。それこそ、まさに賢慮がかかわることである。

このように著者は、まず実際のトマスの議論の脈絡だけからしても、トマスにおいては自然法ではなく、徳論が、なかでも賢慮が中心に据えられている、と主張するのである。また、内容的にも、我々の善の把握は我々の人柄に依存しているというようなアリストテレス的な考えが、トマスの思想の基盤にある、と解釈する。自然法理論の基礎となる人間の本性についての議論は、具体的な行為について何ら具体的な情報を提供しない。我々は、本性的に、神の創造によって、最終的な目的に向けて方向づけられているが、個々の場面においては、我々自身が把握した善に基づいて行動する。したがって、トマスが自然法や人間の本性について議論をしているにしても、実際の行為を指導する倫理学としては、徳論を積極的に導入しなければならない。著者が徳論を中心に据えるべきだと主張する所以である。

著者によれば、トマスが良知の洞察や自然法の第一原理の機能に与えている役割は、具体的な行為を指導するという役割ではない。徳の源や賢慮の働きの源の説明にかかわっているのである。良知は、如何にして実践的に推論を始めるかを説明する役割を果たしているが、実践や道徳についての我々の思量に具体的な内容を付与するものではないのである。自然法を基盤として、我々は我々の行為を直接導き出しはしない。我々は我々の本性に合致した善に向けて行為すべきだという本性的な知識を有しているが、具体的な行為における我々の善への意志や決断の指導は、我々が実践して成熟させて行くことのできる徳に全面的に基づいているのである。これがトマスの基本的

な考え方である、と著者は主張している。

賢慮は、人柄の徳によってそこへと方向づけられた目的への手段にかかわり、人柄の徳は賢慮の秩序づけや制御の指導のもとにある。我々は、賢慮を通して目的への手段を思量するが、目的への方向づけ自体も賢慮の指導による。ここでは、良知は、具体的な行為を導き出すために何ら必要とはされない。

かくして、著者は、トマスの倫理学を徳論の探求を軸として展開されたものと位置づけるのである。自然法の第一原理を基盤にした神学的な倫理学ではなく、賢慮と人柄の徳の相互関係を中心に、徳ある行為の習慣づけを問題にした倫理学と見なすわけである。そのような徳論の中で、自然法もひとつの地位を占めているのである。制限された形ではあるが、自然法の第一原理は、賢慮がその内で働くための神的に創造された枠組みの役割を果たすのである。

トマスの倫理学をこのように読めば、現代の倫理学のディレンマの解決に大いに貢献するであろう、と著者は言う。徳の倫理学は、個々人の義務と具体的な人柄にふさわしい行為という問題にかかわる。人柄に焦点を合わせることによって、人間の成熟や道徳的発展の過程を記述し、指導する。また、徳の倫理学においては、個々人の独立した洞察や衝動などによって漠然と特定された善あるいは正しい行為ということが語られるのではなく、賢慮、節度、勇気、正義などについて共同体で受け継がれて来た一般的な理解に言及しながら、それを擁護したり、挑戦したりするという仕方善や正しい行為を語るのである。つまり、常に公共の議論に開かれているという形で、道徳の議論に共通の基盤が提供されるわけである。トマスの倫理学は、人柄と共同体との関係を強調するその態度によって、現代の倫理学の状況にひとつの重要な示唆を与える、と主張されている。

著者の解釈は、説得力のある革新的なものと思われる。徳論を、普遍的な法の具体的な状況への適用と解釈するような立場も拒み、一貫して、トマスの倫理学を徳論の体系と解釈しようとしている。その論拠も薄弱なものではない。また一見、アリストテレスの立場に引き付け過ぎた解釈のように見えもするが、トマスが賢慮を自然法の第一原理とのかかわりで働くものとしている意義を独自に解釈し、トマスの徳論の独自性を確保してもいる。

しかし、著者の解釈は図式的に見えなくもない。自然法の理論と徳論の優位性の順序を入れ替えただけのようにも見えなくもないからである。この「入れ替え」が、新

たな視野を開くことは認めるが、依然、解釈の枠組みを問題にしているだけで、内的な問題はかなり残されているように思われる。例えば、自然法の理論は徳の源を説明するだけだろうか。徳の形成過程そのものにも実際かかわらないだろうか。トマスが良知を *habitus naturalis* と表現する意味は何であろうか。*habitus* と *natura* の間を何とか架橋しようという苦心ではないのか。また、徳の議論は公共に開かれた議論であるということだけで、道徳の見解の不一致という問題に決着が着くであろうか。著者の開いた新たな解釈の視野から、尚一層、トマスにおける徳論の内実を問う必要があらう。

---

Heinrich Stirnimann/Ruedi Imbach (Hrsg.):

*Eckardus Theutonicus, homo doctus et sanctus,*

*Nachweise und Berichte zum Prozeß gegen Meister Eckhart.*

Universitätsverlag Freiburg/Schweiz, 1992, 312S.

中山善樹

周知のように、エックハルトは 1329 年 3 月 27 日に、教皇 Johanens XXII によって異端として断罪された。以後、数百年間にわたって、エックハルトは歴史の表舞台から姿を消すことになった。それにもかかわらず、エックハルトの思想は伏流となって、脈々と生き続け、すでに 1864 年には、Josef Bach はエックハルトを「ドイツ的思弁の父」(Vater der deutschen Spekulation) として賞揚するまでになった。

今世紀に入って、1936 年に、ドイツ学術振興会の委託によるエックハルトの批判的校訂版全集が刊行され始めると、エックハルト研究も次第に盛んになり、爾来今日までに、主要なものだけでも、すでに千点をはるかに超える多数の研究文献が刊行され、エックハルト研究は中世思想研究のなかでも、最も隆盛を誇る分野の一つに数えられるまでになった。それとともに次第に、エックハルトの復権を求める声が大になり、1980 年にケルン近郊の Walberberg において開催されたドミニコ会の総会において、エックハルトの復権が公式に発議され、ついで『マイスター・エックハルト委員会』(Meister Eckhart-Kommission) が結成され、ここにエックハルトの復権運動が正式に開始されることになった。この委員会は、在俗のエックハルト研究者とドミニコ